

○福津市宮司運動ホール条例

令和5年9月21日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、生涯学習等の振興を促し、市民の健康を維持するために、福津市宮司運動ホール(以下「ホール」という。)の設置及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮司運動ホール	福津市宮司三丁目15番1号

(管理)

第3条 ホールは、教育委員会が管理する。

(利用許可の申請)

第4条 別表に掲げる施設及び照明を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。なお、許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホール又は設備器具(以下「施設等」という。)を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理運営上支障があるとき。

(目的外利用等の禁止)

第6条 ホールの利用について許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第7条 使用料の額は、別表に定める額とする。

2 使用料は、利用開始までに利用者が納入するものとする。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第9条 既に納入された使用料は、返還しないものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、教育委員会において必要があるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により、利用許可が取り消され、又は利用を停止され、若しくは利用条件を変更され、利用者に損害が生じた場合においても、その責めを負わないものとする。

(利用者等に対する指示)

第11条 教育委員会は、施設等の保全その他管理上の必要があるときは、利用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(原状回復)

第12条 利用者は、ホールの利用が終わったとき、又は第10条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用は、利用者が負担しなければならない。

(禁止行為)

第13条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) ホール内で飲酒又は喫煙をすること。
- (3) 火遊びその他危険な行為を行うこと。
- (4) 他の利用者の利用に支障となる行為をすること。

(損害賠償)

第14条 利用者がその責めに帰すべき事由により、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、前項に規定する損害が生じたときは、速やかに教育委員会に届けなければならない。

(事故の責任)

第15条 この条例の規定に基づくホールの利用中に発生した事故は、教育委員会の責めに帰する場合を除き、利用者がその責めを負うものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第17条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴

収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 ホールの利用の許可及びその取消し、使用料の徴収その他ホールの利用に関して必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(この条例の失効)

- 3 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、第14条及び第17条の規定は、この条例の失効後もなおその効力を有する。

別表(第4条、第7条関係)

ホール使用料

区分	施設使用料 (1時間当たり)	照明使用料 (1時間当たり)
ホール	440円	880円

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間単位の料金とする。